

私立大学図書館協会西地区部会京都地区協議会
相互協力委員会規程

制定 2011年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は私立大学図書館協会西地区部会京都地区協議会会則第9条第1項第1号に基づき設置された京都地区協議会相互協力委員会(以下「委員会」という)に関する必要な事項を定める。

(事業)

第2条 委員会は京都地区協議会(以下「協議会」という)に所属する図書館(以下「加盟館」という)の相互協力について拡大と促進を図るため次の事業を行う。

- (1) 共通閲覧証の管理運用
- (2) 資料の分担保存
- (3) その他相互協力に必要な事項

2 第2条第1項第1号および第2号については別に定める。

(委員)

第3条 委員会の構成員は次の通りとする。

- (1) 協議会理事校から1名
 - (2) 加盟館から選出された委員3名
- 2 委員及び委員長は協議会総会で選出する。ただし、協議会理事校は委員長を兼ねない。
 - 3 委員の委嘱は協議会理事校が行う。
 - 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(運営)

第4条 委員長は議長となり、必要に応じて委員会を招集する。

- 2 委員会は第2条に定めることを達成するために必要な事項について審議する。
- 3 委員会で審議した事項は協議会に報告する。

(経費)

第5条 委員会の経費は、協議会からの交付金その他の収入をもって充てる。

(改廃)

第6条 本規定の改廃は、協議会の議を経て行う。

(附則)

この規定は2011年4月1日から施行する。